

## 仕 様 書

この仕様書は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（令和元年5月29日付け薬生水発第0529第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知の別紙2）の規定に基づき、下関市が委託する、水道原水中のクリプトスポリジウム及びジアルジア（以下「クリプトスポリジウム等」という。）の検査業務について、業務上、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

クリプトスポリジウム等検査業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

### 3 履行場所

下関市上下水道局水質管理センター（下関市長府満珠町33番35号）

### 4 検査項目

- (1) クリプトスポリジウム
- (2) ジアルジア

### 5 試料の引渡日等

試料の引渡日、採水地点名及び原水の種類は、別表第1のとおりとする。

### 6 事前に提出する書類

受託者は、第1回の試料の引渡日の前日までに別表第2に掲げる書類を作成し、委託者に提出すること。また、提出書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに内容変更した書類を委託者に提出すること。

### 7 採水容器の搬入

受託者は、採水地点ごとにその地点名を貼付した採水容器を試料の引渡日の前日までに履行場所に搬入すること。ただし、採水容器は容量10L以上で転倒等により試料が漏れ出さない構造とし、搬入前に受託者の責任において十分に洗浄すること。

## 8 試料の採取及び引渡し

委託者は、検査用の試料を前号の採水容器に満水となるように採取し、次の各号のとおり受託者へ引渡すこととする。

- (1) 引渡日時 試料の引渡日の午後 2 時 00 分
- (2) 引渡場所 履行場所に同じ
- (3) 試料の引渡時に、採水年月日、採水日当日及び前日天気並びに採水地点名を記載した採水記録の写しを配付する。
- (4) 引渡日時及び引渡場所を変更する必要がある場合は、双方協議の上で変更を決定する。

## 9 検査に係る事項

### (1) 試料の運搬

引渡された試料は破損防止の措置を施して保冷した上で検査を行う場所へ運搬すること。

### (2) 検査方法

「水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための試験方法」（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号厚生労働省健康局水道課長通知の別添 3）の最新版によること。

### (3) 検査に使用する試料量

10L を使用すること。

### (4) 器具類

検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に処理したものを使用すること。

### (5) 速報値の報告

クリプトスポリジウム等が検出された場合又は確定的な判断が困難な場合は、直ちに委託者に連絡すること。

### (6) 再検査

検査結果に疑義が生じた場合、委託者は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は協議の上で決定する。

### (7) クロスチェックへの対応

クリプトスポリジウム等の検出状況によっては、委託者の判断でクロスチェックを実施する。この場合、受託者は、クロスチェックの実施に必要な資料の作成、クロスチェック機関への試料運搬、立会い等を行うこと。

### (8) 検査の信頼性確保

受託者は、次の項目に留意して検査の信頼性確保に努め、委託者の要請があれば速やかに、その記録を提出すること。

ア 検査結果の確認体制

検査結果は、検査責任者等による確認を行い、その記録を取ること。

イ 検査の作業記録

標準作業書に従って検査を実施し、その記録を取ること。

ウ 検査使用する器具、機械及び装置の整備

検査に使用する器具、機械及び装置は、その使用に支障がないように整備し、その記録を取ること。また、常に適正な検査結果が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、その記録を取ること。

エ 検査結果の算出過程に作成した資料の保存

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示又は了解があった場合を除き 5 年間保存すること。

オ 受託者への立入検査

委託者は、アからエまでの事項について確認するため、受託者への立入検査を随時実施できるものとする。

## 10 報告書の作成

### (1) 水質検査結果書

受託者は、各回の検査完了後、検査結果に係る報告書（以下「水質検査結果書」という。）を正副 2 部作成し、試料の引渡日から起算して 21 日以内に委託者へ提出すること（郵送の場合は必着とする。）。ただし、21 日目が下関市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）の場合は休日の翌日とする。

### (2) 水質検査結果書に記載する事項

ア 採水年月日

イ 採水日当日及び前日天気

ウ 採水地点名

エ 検査項目名

オ 検査結果

カ 検査期日

キ 検査機関名

ク 検査機関所在地

ケ 検査責任者

### (3) 水質検査結果書へ添付する資料

判定条件、観察記録（顕微鏡写真含む。）等を添付すること。

なお、観察記録については、大きさ、蛍光像形状、核の有無、微分干渉

像での内部構造等、判定に至る経緯が明らかにわかるものであること。

## 11 安全管理

- (1) 受託者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 受託者は、本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

## 12 その他

- (1) 委託料は各回の業務完了ごとに支払う（全2回）。
- (2) 見積書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

別表第 1

試料の引渡日		採水地点名	原水の 種類	検査地区 (参考)
第 1 回	令和 8 年 5 月 28 日 (7 試料)	木屋川利水受水原水	地表水	旧下関地区
		内日原水	地表水	
		市の瀬原水	地下水	豊北地区
		小河内原水	地下水	
		木屋川田部原水	地表水	菊川地区
		田部第 1 原水	地下水	
		田部第 2 原水	地下水	
第 2 回	令和 8 年 8 月 26 日 (9 試料)	川棚第 1 原水	地下水	豊浦地区
		川棚第 2 原水	地下水	
		川棚第 3 原水	地下水	
		川棚第 4 原水	地下水	
		川棚第 5 原水	地下水	
		白根川支流原水	地表水	豊田地区
		木屋川大河内原水	地表水	
		木屋川檜原原水	地表水	
		稲見川原水	地表水	

別表第 2

書類の名称	記載内容
従事者等届	検査を実施する検査員
試料運搬ルート図	検査場所までの試料運搬方法及びルート
標準作業書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する試薬</li> <li>・試料の調製方法（試料・試薬の使用量、作業手順等）</li> <li>・機械器具（特に設定等があればその内容）</li> <li>・対象物の計数に係る判定基準</li> </ul>
検査機関連絡体制表	休日における緊急時連絡先及び検査機関の連絡体制
委託料積算根拠資料	本業務を受託するにあたって積算根拠となる落札金額の内訳